

政令第

号

船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は・ボツダム宣言の文語に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き・この政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「四号」を「五号」に改め・同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 機械用

第二十條第一項第一号中「経済安定本部運輸局長」を「経済安定本部建設交通局長」に・同項第二号中「物價廳第五部長」を「物價廳第四部長」に改める。

附 則

第二十四條中「運輸省海運總局」を「運輸省海運局」に改める。

附 則

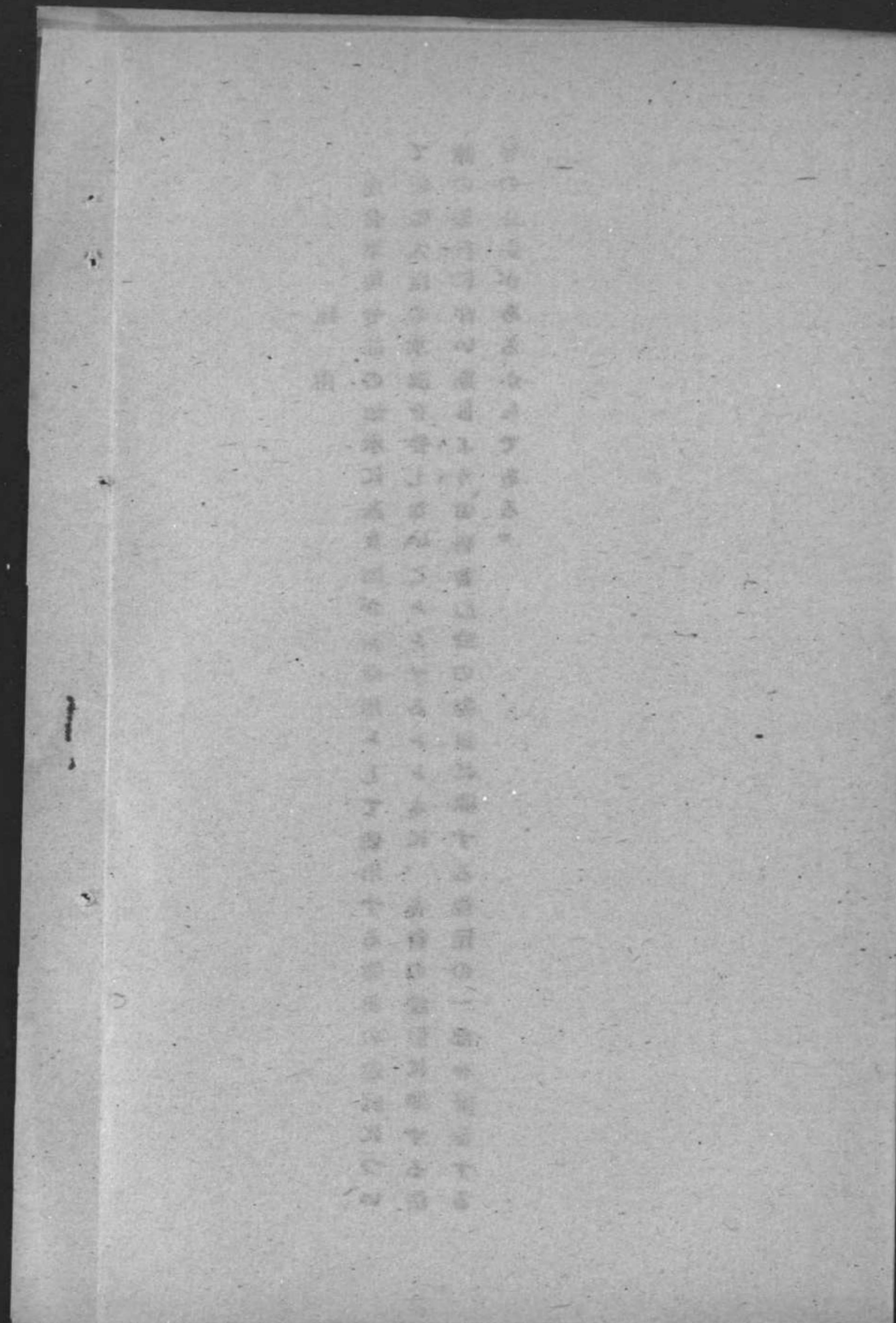
この政令は・公布の日から施行し・昭和二十四年六月一日から適用す

る。

運輸大臣

内閣總理大臣

連合軍司令部の指示に基き國が被疫用として使用する船舶の通航について運輸大臣の承認を要しないこととするとともに、各省の設置に関する法律の施行に伴い期後より沿岸審議会の委員に関する規定の一部を整理する等の必要があるからである。



運輸公報 号外

昭和二十四年一月二十六日(水曜日)

◎ 法 令

船舶運航管理令をここに公布する。一

御名御璽

昭和二十四年一月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

政令第二十六号(昭和二十四年一月二十六日官報号外)

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十一年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十一年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

第一章 期間、よう、船契約の締結を要しない船舶

(船舶の定義)

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン(総トン数の定めのない船については長さ二十五メートル)以上の銅製の船、捲揚力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

(國又は地方公共團体が船舶を使用する場合)

第二條 國又は地方公共團体は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつばら當該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができます。但し、運輸大臣が帰還輸送のために船名を指定して告示した船舶については、船舶運営会がその運航を統制するものとする。

第一 漁業取締用

第二 渔業調査用

第三 渔業練習用

第四 ケーブル敷設用

第五 気象観測用

六 航海練習用

ては、もつばら當該用途にみずから使用するときには、限り、これを使用することができます。

一 ケーブル敷設用

二 救難用

三 引船用

四 汚物処理用

五 汚物処理用

六 汚物処理用

七 汚物処理用

八 引船用

九 救難用

十 しゆんせつ用

十一 しゆんせつ用

十二 海上保安廳用

十三 鉄道連絡船用

十四 营林局監視船用

十五 起重機船用

十六 バーチ用

十七 バーチ用

十八 バーチ用

十九 バーチ用

二十 バーチ用

二十一 バーチ用

二十二 バーチ用

二十三 バーチ用

二十四 バーチ用

二十五 バーチ用

二十六 バーチ用

二十七 バーチ用

二十八 バーチ用

二十九 バーチ用

三十 バーチ用

三十一 バーチ用

三十二 バーチ用

三十三 バーチ用

三十四 バーチ用

三十五 バーチ用

三十六 バーチ用

三十七 バーチ用

三十八 バーチ用

三十九 バーチ用

四十 バーチ用

四十一 バーチ用

四十二 バーチ用

四十三 バーチ用

四十四 バーチ用

四十五 バーチ用

四十六 バーチ用

四十七 バーチ用

四十八 バーチ用

四十九 バーチ用

五十 バーチ用

五十一 バーチ用

五十二 バーチ用

五十三 バーチ用

五十四 バーチ用

五十五 バーチ用

五十六 バーチ用

五十七 バーチ用

五十八 バーチ用

五十九 バーチ用

六十 バーチ用

六十一 バーチ用

六十二 バーチ用

六十三 バーチ用

六十四 バーチ用

第六條 第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡(期間、よう、船を含む、以下同じ)。

(変更の報告)

(私人が船舶を使用する場合)

(國又は地方公共團体以外の者(以下私人といふ))は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶についても同様である。

(私人が船舶を使用する場合)

(國又は地方公共團体以外の者(以下私人といふ))は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶についても同様である。

運輸公報

運輸公報

若しくは引渡し、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。	第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間よう船を含む）をして、そのものをもつばら漁船としてみずから使用するとき限り、これを使用することができる。
第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間よう船を含む）をして、そのものをもつばら漁船としてみずから使用するとき限り、これを使用することができる。	2 前項の場合においてその者は、該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。
2 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡し、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。	3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡し、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。
4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。	4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。
（経過規定）	（経過規定）
第八條 前二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関しては、船舶がこの政令施行の際に当該用途に使用されている場合にあっては、当該船舶の使用を開始した日とあるのはこの政令施行の日とする。	第八條 前二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関しては、船舶がこの政令施行の際に当該用途に使用されている場合にあっては、当該船舶の使用を開始した日とあるのはこの政令施行の日とする。
第二節 本製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等	第二節 本製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等
（船舶の定義）	（船舶の定義）
第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン數五トン以上百トン未満の銅製船舶及び揚力十五トン未満の起重機船をいう。	第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン數五トン以上百トン未満の銅製船舶及び揚力十五トン未満の起重機船をいう。
（準用規定）	（準用規定）
第十條 國又は地方公共團体が、船舶を使用するときは、第一條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。	第十條 國又は地方公共團体が、船舶を使用するときは、第一條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。
（設置）	（設置）
第十八條 運輸大臣は、期間よう船料審議会（以下審議会といふ）を置く。	第十八條 運輸省は、期間よう船料審議会（以下審議会といふ）を置く。
2 審議会は、第十三條第一項に規定する条件について、運輸大臣に意見を具申することができる。	2 審議会は、第十三條第一項に規定する条件について、運輸大臣に意見を具申することができる。
（組織）	（組織）
第十九條 審議会は、委員八人で組織する。	第十九條 審議会は、委員八人で組織する。
（委員）	（委員）
第二十条 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。	第二十条 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。
1 一 経済安定本部運輸局長の職にある者	1 一 経済安定本部運輸局長の職にある者
2 二 物價廳第五部長の職にある者	2 二 物價廳第五部長の職にある者
3 三 計算課長の職にある者	3 三 計算課長の職にある者
四 運輸省海運局長の職にある者	四 運輸省海運局長の職にある者
五 船舶運営理事長の職にある者	五 船舶運営理事長の職にある者
六 社團法人日本船主協会を代表する者	六 社團法人日本船主協会を代表する者
七 所有船舶の総トン数を計算した数が五千トンを超えない船舶所有者を代表する者	七 所有船舶の総トン数を計算した数が五千トンを超えない船舶所有者を代表する者
八 法律又は経済に関する学識経験がある者	八 法律又は経済に関する学識経験がある者
（設置）	（設置）
第二十一條 審議会に会長を置く。	第二十一條 審議会に会長を置く。
2 会長は、審議会の会務を總理し、審議会を代表する。	2 会長は、審議会の会務を總理し、審議会を代表する。
3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱された者が有する場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することができる。	3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱された者が有する場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することができる。
（会長）	（会長）
第二十二条 審議会に会長を置く。	第二十二条 審議会に会長を置く。
2 会長は、審議会の会務を總理し、審議会を代表する。	2 会長は、審議会の会務を總理し、審議会を代表する。
3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱された者が有する場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することができる。	3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱された者が有する場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することができる。
（議事）	（議事）
第二十三条 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。	第二十三条 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 審議会の議事は、出席者の過半數をもつて決し、再任を妨げない。	2 審議会の議事は、出席者の過半數をもつて決し、再任を妨げない。
（庶務）	（庶務）
第二十四条 審議会の庶務は、運輸省海運局において処理する。	第二十四条 審議会の庶務は、運輸省海運局において処理する。
（第四章 雜則）	（第四章 雜則）
第二十五条 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶管理人を、國有財產法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者は、貸付を受けた者を、その船舶の所有者とみなすし、これらの場合においては、その者にのみ船舶の所有者に該する規定を適用する。	第二十五条 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶管理人を、國有財產法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者は、貸付を受けた者を、その船舶の所有者とみなすし、これらの場合においては、その者にのみ船舶の所有者に該する規定を適用する。
（立入検査）	（立入検査）
第二十六条 運輸大臣は、この政令を施行するため必要なときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶使用者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他他の物件を検査せることができる。	第二十六条 運輸大臣は、この政令を施行するため必要なときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶使用者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他他の物件を検査せることができる。
（検査）	（検査）
2 当該官吏が同項の規定により立入検査をするとき	2 当該官吏が同項の規定により立入検査をするとき
十七 税關監視船用	十七 税關監視船用
十八 水上警察用	十八 水上警察用
十九 海運局籍役用	十九 海運局籍役用
二十 ちりすて用	二十 ちりすて用

第二号様式

船舶使用許可(承認)申請書

- A (1) 船名 (2) スカジャツブ番号 (3) 旧船名
 (4) 所有者の住所氏名(名称)
 (5) 使用者の住所氏名(名称)
 (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別)
 (7) 船質(鋼製、木製の別)
 (8) 船型 (9) 信号符字
 (10) 船舶番号 (11) 船籍港
 (12) 現在使用中の用途
 (13) 運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しようとする用途
 B (14) 船の長さ (15) 船の幅 (16) 船のさ
 (17) 甲板層の数 (18) 総トン数 (19) 純トン数
 (20) 重量トン数 (21) 航海速力 (22) 最高速力
 (23) 満載きつ水 (24) 軽きつ水 (25) 進水年月
 (26) しゆん工年月 (27) 建造場所 (28) 造船所名
 (29) 乗組員定員
 C (30) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名
 (31) 容積トン数(ばら) (32) 容積トン数(包装) (33) 貨物用冷蔵庫の容積
 (34) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積 (35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)
 (36) ハツチの数及び大きさ (37) 軽排水トン数
 (38) デリック、ブームの数及び力量 (39) ウインチの種類
 (40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)
 (41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)
 D (42) 機関の種類及び型式 (43) 機関の製作者
 (44) ボイラーの種類及び型式 (45) 軸馬力
 (46) 推進器の数 (47) 燃料の種類
 (48) 燃料庫の容積 (49) 燃料消費量(一日当り)航海中 てい泊中
 (50) 養かん水容量 (51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)
 (52) 燃料による航続距離 (53) 養かん水による航続時間
 (54) 送信機の数及び型式 (55) 受信機の数及び型式
 E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
 (57) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法
 (58) 最後の改造年月及び改造要目
 (59) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

第一号様式

船舶明細報告書

- A (1) 船名 (2) スカジャツブ番号 (3) 旧船名
 (4) 所有者の住所氏名(名称)
 (5) 使用者の住所氏名(名称)
 (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別)
 (7) 用途 (8) 船質(鋼製、木製の別)
 (9) 船型 (10) 信号符字
 (11) 船舶番号 (12) 船籍港
 B (13) 船の長さ (14) 船の幅 (15) 船の深さ
 (16) 甲板層の数 (17) 総トン数 (18) 純トン数
 (19) 重量トン数 (20) 航海速力 (21) 最高速力
 (22) 満載きつ水 (23) 軽きつ水 (24) 進水年月
 (25) しゆん工年月 (26) 建造場所 (27) 造船所名
 (28) 乗組員定員
 C (29) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名
 (30) 容積トン数(ばら) (31) 容積トン数(包装)
 (32) 貨物用冷蔵庫の容積 (33) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積
 (34) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)
 (35) ハツチの数及び大きさ (36) 軽排水トン数
 (37) デリック、ブームの数及び力量 (38) ウインチの種類
 (39) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)
 (40) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)
 D (41) 機関の種類及び型式 (42) 機関の製作者
 (43) ボイラーの種類及び型式 (44) 軸馬力 (45) 推進器の数
 (46) 燃料の種類 (47) 燃料庫の容積
 (48) 燃料消費量(一日当り) 航海中 てい泊中
 (49) 養かん水容量 (50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)
 (51) 燃料による航続距離 (52) 養かん水による航続時間
 (53) 送信機の数及び型式 (54) 受信機の数及び型式
 E (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
 (56) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法
 (57) 最後の改造年月及び改造要目
 (58) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 条第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

第三号様式 船舶に関する変更の報告書

- (1) 船名 _____ (2) スカジヤツブ番号 _____ (3) 旧船名 _____
 (4) 所有者の住所氏名(名称) _____
 (5) 使用者の住所氏名(名称) _____
 (6) 船舶の種類(汽船、帆船の別) _____ (7) 船質(鋼製、木製の別) _____
 (8) 船型 _____ (9) 信号符字 _____
 (10) 船籍港 _____ (11) 船籍港 _____
 (12) 甲板層の数 _____ (13) 総トン数 _____ (14) 乗組員定員 _____ (15) 航海能力 _____
 (16) 最高速度 _____ (17) 満載きつ水 _____ (18) 進水年月 _____ (19) 進水年月 _____
 (20) しゆん工年月 _____ (21) 建造場所 _____ (22) 乗組員定員 _____ (23) 旅客定員 _____
 (24) 容積トン数(包装) _____ (25) 容積トン数(包装) _____ (26) 貨物用冷蔵庫の容積 _____
 (27) ハッチの数及び大きさ _____ (28) デリック、ブームの数及び力量 _____ (29) 機関の種類 _____
 (30) 輸馬力 _____ (31) ボイラーの種類 _____ (32) 推進器の数 _____ (33) 燃料の種類 _____
 (34) 燃料消費量(一時間当り) _____ (35) 燃料消費量(一時間当り) _____ (36) 船舶の現状 _____

(10) 変更があつた事項及び変更があつた年月日
 (11) 構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日
 (12) 使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは廃止の場合を含む。)を変更したときはその詳細及び年月日
 (13) 譲渡、貸渡又は引渡をしたときはその詳細及び年月日

(14) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

第五号様式 期間よう船契約解除許可(承認)申請書

- A (1) 船名 (2) スカジヤツプ番号 (3) 旧船名
 (4) 所有者の住所氏名(名 称)
 (5) 使用者の住所氏名(名 称)
 (6) 船型 (7) 信号符字
 (8) 船舶番号 (9) 船籍港
 (10) 船舶運営会に貸渡をした年月日及び貸渡後現在までの使用状況
 (11) 使用しようとする用途
 (12) 期間よう船契約の解除を必要とする理由につきその詳細
 (13) 第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日
- B (14) 船の長さ (15) 船の幅 (16) 船の深さ
 (17) 甲板層の数 (18) 総トン数 (19) 純トン数
 (20) 重量トン数 (21) 航海速力 (22) 最高速力
 (23) 満載きつ水 (24) 軽きつ水 (25) 進水年月
 (26) しゆん工年月 (27) 建造場所
 (28) 造船所名 (29) 乗組員定員
- C (30) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名
 (31) 容積トン数(はら) (32) 容積トン数(包装)
 (33) 貨物用冷蔵庫の容積 (34) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積
 (35) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合)
 (36) ハツチの数及び大きさ (37) 軽排水トン数
 (38) テリレク、ブームの数及び力量 (39) ウインチの種類
 (40) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)
 (41) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)
- D (42) 機関の種類及び型式 (43) 機関の製作者
 (44) ボイラーの種類及び型式 (45) 軸馬力
 (46) 推進器の数 (47) 燃料の種類
 (48) 燃料庫の容積 (49) 燃料消費量(一日当り)航海中 てい泊中
 (50) 養かん水容量 (51) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り)
 (52) 燃料による航続距離 (53) 養かん水による航続時間
 (54) 送信機の数 及び型式 (55) 受信機の数 及び型式
- E (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
 (57) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法
 (58) 最後の改造年月及び改造要目
 (59) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿